

亀山市公告第20号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により亀山市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該亀山市農用地利用集積計画を亀山市産業環境部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年4月14日

亀山市長 櫻井 義之